

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年1月23日(月)午後3時から午後3時35分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

20番 川口京子 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
3件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい
て 2件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成29年1月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 　本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

　お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議なしと認めます。

　よって議事録署名委員は、11番大木丈雄委員、12番伊藤栄治委員を指名いたします。

　以上で日程第1を終わります。

議長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、議案第1号の番号1番及び3番は所有権移転に関する件、番号2番、4番及び5番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

　以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 　番号1番について、譲受人は農地保全の強い意志がみられ問題ないと思

われます。

2 3 番 番号 2 番について、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

3 番 番号 3 番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力からみても問題ないと思われま

1 2 番 番号 4 番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

5 番 番号 5 番について、譲受人は番号 2 番と同一人です。新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第 2 号、番号 1 番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番について、当初計画者は事務所の駐車場とする計画でしたが事務所の建築を断念したため、継承人が新たに専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、事業計画に問題ないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、専用住宅用地として、畑579㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電施設用地として、畑147㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電施設用地として、畑2,027㎡の内0.16㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題

ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 　番号1番について、申請人は現在両親と同居していますが、手狭となったため、専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への通風、日照、排水等営農条件に影響はないと思います。

1 2 番 　番号2番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、申請地に営農型の太陽光発電施設を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る1月20日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第1班の班長より報告をお願いします。

3 番 番号1番について、第1班の現地調査班を代表して報告申し上げます。対象農地の、一部に良好に管理されていない農地がありました。当該地を含めた周辺農地の耕作条件などにより農地利用できなくなってしまうようです。その後の意見交換では、調査した委員より八日市場ハ字掘込420番と谷中後853番2と巻崎869番と平台1530番の4筆は農地として利用していたとは判断できないとの意見が出されましたので、報告いたします。

次に、番号2番につきまして、対象農地は、良好に管理されておりました。その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第1班班長の報告が終わりました。番号1番と2番について質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。

各案件とも現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、田1筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、27番伊藤定夫委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。
あっせん申出番号1番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、27番伊藤定夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	2件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年1月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。